

5 認知症施策の推進

【推進の視点】

本道の認知症高齢者数は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には33万4千人になると推計されているところであり、増加する認知症高齢者に対する取組の充実は、喫緊の課題となっています。

認知症の方ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するためには、認知症の早期発見と的確な診断、早期対応などの医療面での対策をはじめ、住民すべてに認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症ケアの質の向上を図り、地域において、認知症高齢者や若年性認知症者本人・家族への包括的、継続的支援を実施する体制を構築する必要があります。これらの施策は本人や家族の視点を重視しながら推進する必要があります。

また、市町村の認知症施策が円滑に行われるよう関係者が連携して支援する必要があります。

【推進方策】

○早期発見・早期対応、専門的支援の提供体制の整備

- ・地域における認知症の早期発見・診断体制を強化するため、かかりつけ医や認知症初期集中支援チームへの指導・助言等を行う認知症サポート医を養成するとともに、フォローアップ研修や事例検討会を通じてスキルアップを図ります。
- ・認知症の早期対応ができるよう、かかりつけ医や看護師等病院勤務の医療従事者の知識や技術の向上を図るための研修を実施します。
- ・認知症の鑑別診断とその早期対応、行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応や専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター」について、二次医療圏域単位での設置を推進するとともに、地域の介護関係機関等との連携を強化します。
- ・地域包括支援センターが中心的役割を担い、医学的診断に基づき、症状に応じた適切なサービスが利用できるよう、かかりつけ医、専門医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者の協働体制を構築するための取組を支援します。
- ・歯科医療従事者に対し、認知症等の要介護高齢者の在宅歯科医療に取り組む上で必要な認知症ケアの基礎知識や歯科治療スキルを習得するための研修を実施します。
- ・薬剤師に対し、認知症の本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性などを習得するための研修を実施します。
- ・認知症ケアの質の向上を図るため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、フォローアップ研修、認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス

事業の開設者・管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者に対する研修を実施します。

- ・認知症初期集中支援チーム員の研修や認知症地域支援推進員のネットワーク会議の開催など市町村の取組に対して支援するほか、先進的な取組に関する情報発信等を行います。

関連事業名	実施主体	概要
認知症対策等総合支援事業（再掲）	道、指定法人	かかりつけ医や看護師等病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修、認知症サポート医の養成研修、道が指定した法人による認知症実践研修や認知症介護指導者の養成研修、認知症対応型サービス事業所の管理者等に対する研修
認知症疾患医療センター運営事業	道	認知症鑑別診断や専門医療相談等を行う認知症疾患医療センターの設置
歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業	道	歯科医療従事者に対する認知症ケアの基礎知識等習得のための研修
薬剤師認知症対応力向上研修事業	道	薬剤師に対する認知症ケアの基礎知識等習得のための研修

○家族介護者への支援

- ・認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含めた支援を行うため、家族支援のための電話相談や介護経験者との交流会を開催します。
- ・認知症高齢者等やその家族が、地域住民等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うとともに、家族介護者の負担軽減を図る認知症カフェ等が市町村において広く普及するよう支援します。

関連事業名	実施主体	概要
認知症理解普及促進事業支援事業	道	認知症サポーターやキャラバンメイトの養成研修、認知症コールセンターの設置、認知症に関する理解普及のための研修会や認知症高齢者等の家族交流集会の開催等

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	認知症カフェ等の設置に対する助成、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置等に対する助成

○認知症に関する普及啓発・理解促進、本人発信の機会拡大

- ・世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）など機会を捉えた認知症に関する普及啓発の取組を推進します。
- ・地域全体が認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の方とその家族を支援し、見守る体制を構築するため、認知症サポーター（養成講座を修了した住民等）及びキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）を養成するとともに、その活動を促進します。
- ・認知症高齢者や若年性認知症者に関する適切な理解を普及するための研修会を開催します。
- ・認知症に関する相談先が広く周知されるよう、認知症ケアパスの積極的な活用や市町村ホームページ等への掲載を推進します。
- ・認知症の方が自ら発言する機会の拡大を図るなど、本人発信支援の取組を推進します。
- ・市町村において、当事者同士が交流する本人ミーティングやピアサポート活動を普及させていくための取組を促進します。

取組事例

北海道 紋別市

認知症に関する普及啓発の取組（紋別市）

事例紹介

○紋別市では、世界アルツハイマーデー（9月21日）に合わせ、認知症への正しい理解を深めることを目的に、市のシンボルとなっている「オホーツクスカイタワー」を、認知症支援のイメージカラーであるオレンジ色にライトアップしている。

○認知症啓発強調月間（9月）中は、市立図書館に認知症関連図書の特設コーナーを設け、ポスターやリーフレットの掲示に加えて、相談窓口周知用のパンフレットを配架するなど、認知症に関する適切な理解が広く促進されるよう、普及啓発の取組に努めている。



オレンジ色にライトアップされたオホーツクスカイタワー

「オホーツクスカイタワー」は、紋別市の街並みとオホーツク海を一望できる観光スポットであるとともに、テレビやFMラジオの中継局としても活用されています。



市立図書館 認知症関連図書特設コーナー



認知症ケアパス

ケアパスは認知症の方やその家族が、住み慣れた自宅でする限り暮らし続けられるよう、症状に応じた医療・介護のサービスや相談窓口等を紹介するガイドブックです。

関連事業名	実施主体	概要
認知症理解普及促進事業支援事業（再掲）	道	認知症サポーターやキャラバンメイトの養成研修、認知症コールセンターの設置、認知症に関する理解普及のための研修会や認知症高齢者等の家族交流集会の開催等

○認知症予防に向けた健康管理や生活行動の推進

- ・市町村における通いの場の拡充など、認知症予防（「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」）に資する可能性のある活動を促進します。
- ・認知症予防に関する科学的根拠を整理した国による活動の手引きを市町村に周知し、認知症の発症を遅らせるなど予防につながることを期待される取組を支援します。
- ・健康管理や適度な運動など、認知機能低下及び認知症のリスク低減に効果が期待される生活行動についての科学的根拠や推奨される度合い等を取りまとめたガイドラインやのほか、各自治体の取組事例を市町村へ情報提供するなど、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促進します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	道	地域支援事業のうち一般介護予防事業に対する助成

○地域で安心して暮らし続けられるための支援

- ・移動や消費など地域で生活する上で必要となる様々な場面において、認知症高齢者にやさしい地域づくりに資する取組を収集し、好事例の紹介を行います。
- ・行方不明の認知症高齢者を保護するための地域のSOSネットワークの拡充やGPS等の活用を促進するとともに、検索や保護だけでなく見守りや支え合い機能のあるネットワークとして充実強化を図ります。
- ・また、身元不明の認知症高齢者等が保護された場合、早期に身元が確認できるよう、警察や市町村等と連携を図りながら、道のホームページ上でその情報を公開します。
- ・地域における支え合いを推進するため、本人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備に向けて、コーディネーター養成研修などを実施します。

- ・ 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修、後見実施機関の設立、運営についての助言等を行うとともに、制度の周知や利用の促進に努めます。
- ・ 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として、役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりのため、社会参加や社会貢献を後押しする活動を推進します。

関連事業名	実施主体	概要
認知症対策等総合支援事業（再掲）	道	オレンジ・チューターの養成、チームオレンジ・コーディネーター研修やステップアップ研修の実施
権利擁護人材育成事業	道、市町村	市町村の権利擁護人材養成研修等に対する助成、後見実施機関の設立や運営についての助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向け研修会の開催等

○若年性認知症の方への支援

- ・ 65歳未満で発症する若年性認知症の方には、就労継続や社会参加などライフステージに応じた支援が必要となることから、これらの支援を行う若年性認知症支援コーディネーターを養成するとともに、その継続的な配置と資質の向上を図ります。
- ・ 介護事業者等を対象とする研修の実施やフォーラムの開催のほか、道のホームページ等を活用して、道民全体の若年性認知症に対する理解促進を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
認知症理解普及促進事業支援事業（再掲）	道	若年性認知症に関する研修会の開催等

6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保

【推進の視点】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的サービス等と連携して、質の確保された高齢者のニーズに応じた住まいを提供することが求められています。

また、住宅のバリアフリー改修に関する相談対応や住まいの確保に配慮を要する高齢者への情報提供が必要です。

【推進方策】

○多様な住まいの確保

- ・安否確認や生活相談など、高齢者の日常的な生活支援サービスが付帯した「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の周知や、登録及び供給の促進を図ります。
- ・高齢者が要介護者となっても、在宅で安心して暮らすことができるよう、サービス付き高齢者向け住宅に24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を組み合わせたサービスの普及促進を図ります。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録の際に「高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた適切な対策を講じること」を確認するなど、適正な運営や、サービスの質の確保が図られるよう取組を進めます。
- ・ケアハウスや生活支援ハウス、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅等の確保を図ります。
- ・シルバーハウジングについては、市町村の緊急通報システム、ボランティアによる安否確認や、既存の福祉サービス等と連携し、必要なサービスを提供する取組を行います。
- ・入居者が安心して居住できる有料老人ホームの設置を促進するほか、要介護状態等となった場合でも住み慣れた場所で生活が継続できるよう、軽費老人ホームや養護老人ホーム等について、介護サービスを一体的に提供する特定施設への移行を促進します。
- ・未届け有料老人ホームに対して、届出の指導を行うとともに、届出済み施設と同等に実施検査を行い、適切な施設運営やサービスの質の確保が図られるよう必要な指導を行います。

既存施設を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給 (奈井江町)

事例紹介

奈井江町では、高齢者向け公営住宅等が満室

↓

町内の高齢者が近隣市町のサ高住へ流出

↓

住民の集まる病院を活用

「奈井江町サービス付き高齢者向け住宅あんしん」は、稼働率の低かった奈井江町立国保病院の病床を転換し、平成28年に開設した。

町民に広く認知され、入居率は87.6% 町外からの入居者も！



サービス付き高齢者向け住宅
「あんしん」
いざいざとした暮らしをサポート

奈井江町サービス付き高齢者向け住宅
あんしん

メリット

1. 病院内施設のため医療・介護が身近に提供できる。
2. 大規模な間取り変更が必要なかったため、**新築に比べて大幅に整備費が削減される。**
3. 病院の夜間警備員や救急外来看護師が常駐しているなど、**運営コストが削減される。**
4. 元々療養病床であったため、**人材の確保が容易であった。**



関連事業名	実施主体	概要
高齢者保健福祉行政振興対策	道	サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導等
民間住宅等関連事業推進	道	サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導等
道営住宅事業特別会計	道	ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備、管理等
社会福祉施設整備費補助金（再掲）	市町村、団体	老人福祉施設等の整備に対する助成
軽費老人ホーム運営費補助金	団体	軽費老人ホームの入居者負担額の減免に対する助成

○情報提供、相談体制の充実

- ・ サービス付き高齢者向け住宅や、住み慣れた住宅に住み続けるためのバリアフリーリフォームなど、高齢者の住まいに係る様々な情報提供を行います。

- ・住まいに関する不安を抱えた高齢者が身近に相談できるような相談体制の整備に努めるとともに、地域包括支援センターと連携するなど総合的な相談窓口の充実を図ります。
- ・住宅セーフティネット法に基づき、高齢者などの入居を拒まない「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）」の登録及び供給を促進するとともに、登録住宅に関する情報提供を行います。
- ・多くの地域で住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会が設立され、地域においてきめ細やかな居住支援が行われるよう、市町村に対し先進事例を紹介するなど、協議会の設立に向けて働きかけます。
- ・あわせて、住宅セーフティネット法に基づき、入居相談や入居後の見守りなどを行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」を指定するとともに、関係機関に情報提供を行います。

関連事業名	実施主体	概要
民間住宅等関連事業推進（再掲）	道、政令市、中核市	インターネットによる住情報提供や、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」登録制度の普及推進等

○住宅改修に対する支援

- ・振興局ごとに住宅改善指導チームを設置し、高齢者等のための住宅改修の相談に対する支援体制の整っていない市町村からの派遣要請に基づき、住宅改善指導チームを派遣し、専門知識や技術の提供を行います。
- ・介護保険の住宅改修費を利用しようとする高齢者が、適切な助言を受けられるよう支援するとともに、所得の低い高齢者に対し、生活福祉資金の貸付けを通じて、住宅改修支援を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業	道	住宅改善指導チームによる市町村の住宅改修支援、住宅改修ワークショップの開催等
生活福祉資金貸付事業	団体	高齢者世帯等への生活福祉資金の貸付

7 介護予防・生活支援サービスの充実

【推進の視点】

高齢者が健康で地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなどの取組を一層推進するとともに、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた取組を進めることが重要です。

また、要支援者に対する訪問介護・通所介護のサービスや見守り、安否確認、配食サービス等の生活支援サービスを市町村が一体的に提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に当たっては、介護サービス事業所のほか、行政、保健福祉関係団体、NPO、ボランティア等の多様な主体が、地域のニーズに応じた役割分担のもとで柔軟にサービス提供できる地域づくりを進めていく必要があります。

このため、地域包括支援センターが中心となり、高齢者の健康状態や地域の社会資源等について把握し、課題やニーズなどをアセスメントすることが重要です。

また、地域づくりにおいては、高齢者を介護予防の対象としてとらえるだけでなく、地域づくりの担い手として活躍できるようにしていくことも重要であり、老人クラブや町内会などの地域の既存組織・団体等への働きかけや自主活動の育成支援など、地域の特性を生かした多様な取組が求められます。

【推進方策】

○介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施

- ・市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業において、今後も様々なサービスが提供できるよう、近隣住民や自治会等の組織を活用した先進事例を紹介することなどにより市町村を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	介護予防・日常生活支援総合事業等に対する助成

おでかけリハビリの実施（函館市）

事例紹介

おでかけリハビリ（函館朝市協同組合連合会）という「おでかけそのものをリハビリとする」独自のヘルスケアプロジェクトを実施している。要支援・要介護などの援助が必要な方を中心に、「買い物・食事・レクリエーション」を組み合わせたりハビリができる環境を作り、商業施設内での「活動・運動・交流」によって、商環境の活性化も図る取組を行っている。

具体的取組

○函館朝市が有する多目的スペースや大型スーパーマーケット等の商業施設を活用し、理学療法士の監修による介護予防に資する体操や、飲料品・化粧品メーカー等と連携した、お茶の入れ方・美容等のレクリエーションを実施し、最後に店舗での食事や買い物を楽しんでもらっている。
○平成30年度からは参加者とボランティアスタッフの双方へ1回の参加につき2枚のコインを付与し、10枚貯めると500円の商品券に交換できる独自のポイント制度「おでかけコイン」を導入。



○多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの充実強化

- ・地域の特性に応じた多様な介護予防・生活支援サービスの提供を促進し、その充実強化が図られるよう、「生活支援コーディネーター」及び「就労的活動支援コーディネーター」の配置や生活支援サービスの多様な提供主体が参画する「協議体」の運営に対する助成を行うとともに、「生活支援コーディネーター」の育成やネットワーク化の推進を目的とした研修の実施など、市町村を支援します。
- ・「アクティブシニア」をはじめとする地域住民を対象に研修を実施するなど、多様な生活支援・介護予防サービスの担い手を確保できるよう、市町村を支援します。

関連事業名	実施主体	概要	要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	生活支援コーディネーター及び就労的活動支援コーディネーターの配置や協議体の設置（包括的支援事業）に対する助成	
介護予防・生活支援サービス等充実支援事業（再掲）	道	生活支援コーディネーター養成研修の実施、アクティブシニア等への研修の実施等	

○地域包括支援センターの機能強化

- ・センター職員等を対象とした研修会や、事例検討を含む意見交換会を開催することなどにより、センターの介護予防ケアマネジメント業務、高齢者や家族に対する総合的な相談支援業務、高齢者虐待対応などの権利擁護業務、関係機関との連携構築や地域ケア会議の運営などの機能強化を図ります。
- ・要支援者等の心身の状況等に応じた適切なサービスを包括的かつ効率的に提供できるよう介護予防ケアマネジメントや介護予防関連事業の従事者を対象とした研修を実施します。
- ・地域包括支援センターのコーディネート機能を強化するため、地域ケア会議の運営、ネットワーク構築等への助言指導を行う者や、権利擁護などの困難事例への相談支援を行う専門家（弁護士等）など、市町村単独では確保が困難な人材を派遣します。
- ・地域包括支援センターの適切な運営を図るため、業務量に見合った人員配置及び処遇、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化や連携強化等を市町村に働きかけるとともに、国に対して必要な財源措置を講じるよう、引き続き要望します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	包括的支援事業等に対する助成
自立支援・重度化防止等市町村支援事業	道	市町村支援の検討、地域包括支援センターへの専門家派遣等
地域包括支援センター機能充実事業（再掲）	道	地域ケア会議の定着・持続的運営に向けた支援等

○高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進

- ・見守り、声かけをはじめとする地域における福祉活動を促進するため、ボランティアやNPO、老人クラブ、町内会などの地域活動の推進を図るとともに、地域のボランティアリーダーの養成やコミュニティづくりを担う人材の育成への支援などを通じて、高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりを進めます。

関連事業名	実施主体	概要
地域活動推進事業費補助金	団体	コミュニティ再生事業の実施やボランティア活動団体への支援等に対する助成
北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助金	団体	ボランティアリーダーの養成等のボランティア活動を推進する取組に対する助成